

【機密性2情報】

【質問様式】独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案についての質問（法務省）

No.	該当条項	質問	理由	回答(※文部科学省で記入)	担当連絡先	備考
1	法第17条の5関係(受給権の保護について)	貸与型の奨学金の受給権は譲渡や差押え等の対象となるのか。なるとすれば、貸与型と給付型で取扱いに差を設ける理由はあるのか。	譲渡、差押え等を禁止するか否かについては、権利の性質等に応じて検討されるべきであると考えられるが、貸与型と給付型の奨学金で取扱いに差を設ける合理的な理由があるか否かを検討する必要があるため。	貸与型奨学金の受給権は差押え等の対象となる。取扱いに差が生じるのは、本改正案により設ける給付型奨学金は、従来の貸与型奨学金の要件を満たす者の中でも相対的に厳しい状況にあり、大学等への進学率が低い層に属する者を対象とするものであり、貸与型奨学金に比してその目的に沿って受給者に使用されることについての社会政策的要請がより強いと考えられることによるものである。	法務省民事局参事官室 山本翔 T[REDACTED]	
2	法第17条の5関係(受給権の保護について)	独立行政法人が行っている給付事業について、給付金の受給権が譲渡や差押え等の対象となるものがあるのか。なるとすれば、他の給付事業と取扱いに差を設ける理由はあるのか。	他の独立行政法人が支給する給付金の取扱いと比較をした上で、給付型奨学金について、譲渡、差押え等を禁止にすることが適当であるか検討する必要があるため。	独立行政法人が行う給付事業は多岐に渡り、また、必ずしも設置法等の業務規定に明記されていないものもあると考えられるため、網羅的な把握は困難である。差押え等の禁止に係る規定の有無については、保護利益の実現の観点等から個々の制度において判断されるべきものであり、本改正案においては、当該規定を設けることとしたものである。	法務省民事局参事官室 山本翔 [REDACTED]	
3	法第17条の5関係(受給権の保護について)	民間の奨学金事業に関して、受給権が譲渡や差押え等の対象となるものがあるとすれば、これと取扱いに差を設ける理由はあるのか。	民間の奨学金事業と比較をした上で、給付型奨学金について、譲渡、差押え等を禁止することが適当であるか検討する必要があるため。	民間団体が実施する給付型奨学金事業は、その目的等によっては必ずしもすべての学生等を対象に実施されるものではなく、また、その原資も民間資金である。一方、本改正案により設ける給付型奨学金事業は、憲法の教育を受ける権利や教育基本法の理念に基づき、教育の機会均等の確保の観点から法定化される制度であり、かつ、用途が特定されない「運営費交付金」を原資とするのではなく、政府が支出する「補助金」を原資とし、機構に「学資支給基金」を造成することにより実施するものであるため、取扱いに差を設ける合理性はあるものと考える。	法務省民事局参事官室 山本翔 [REDACTED]	
4	全部	本法律案により新たに設ける行政処分がある場合、①その処分と根拠条文、②当該行政処分について不服申立前置(行政事件訴訟法第8条第1項ただし書)としたのであればその理由について、ご教示いただけます。	行政事件訴訟法を所管する立場として、「法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴え提起することができない旨の定め」について把握する必要があるため。	本改正案において新たに設ける行政処分はない。	法務省民事局松波卓也 T[REDACTED]	
5	法第17条の3、4関係	行政庁が行っている給付事業において、本改正案と同様に、給付金支給決定の取消し規定を設けずに、返還請求のみ規定している法律はあるのか。	学資支給金の返還請求の法律構成について、返還事由ないし徵収事由に該当する場合に、支給決定を取り消した上、不当利得返還請求権を法的根拠として学資支給金の返還を求める(徵収事由に該当する場合には徵収可とする)との構成も考えられるところ、本改正案のような規定とすることが適当であるか検討する必要があるため。	第17条の3に関しては、「国家公務員の留学費用の償還に関する法律」や「自衛隊法」において、前提となる条件が満たされないことが明らかになつたときに、対象者のために支出した金額を当該者から返還させる制度が存在することを確認している。 第17条の4に関しては、行政庁及び独立行政法人において、本改正案と同様に、不正利得の徵収に関する規定を設けている制度が19件存在することを確認している。	法務省訟務局訟務支援管理官付 山㟢 [REDACTED]	

※ 1つの行には1つの質問のみ記入してください。

【様式1】独立法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案についての質問(法務省)

番号	省庁名	対象箇所	質問内容	理由	回答(※弊省記入欄)	担当者
1	法務省	17条の3 に対する再 質問	学資支給金の給付は、一時的なものなのか、継続的なものな のか。 後者の場合、17条の3は、既払い分の返還について規定して いるが、未払分の支給は続くことになるのか。	趣旨は左記のとおり。	学資支給金については、原則として毎月の（継続的な）給付 を予定している。 なお、17条の3に該当し既払い分の返還を求めるような場合 には、支給も打ち切ることを考えている。（下位法令等にて 規定予定）	法務省訟務局訟務支援管理官付 山㟢 [REDACTED]

※1つの行に1つの質問のみ記入してください。